

7. 仮設電力設備の構成 7-1 「施工コード」 7-1-4 「電力量コード」	「施工歩掛」 「電力量歩掛」	⑱仮設電力設備工 Ⅱ-5-⑱-6～7
2. 計上区分 また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第Ⅰ編第2章①直接工事費 3 労務費」に基づき、～以下略。	また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第Ⅰ編第2章①直接工事費 2 労務費」に基づき、～以下略。	㉑交通誘導警備員 Ⅱ-5-㉑-1
第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価		
第1章 土木工事標準単価		
表2.2 補正係数の適用基準 「L=5,000mmを使用する場合」	行削除	⑥排水構造物工 Ⅵ-1-⑥-3
表2.3 補正係数の数値 「L=5,000mmを使用する場合」 (注) ～中略～, L=4,000mmを使用する場合の補正係数(K <sub>2</sub> )及びL=5,000mmを使用する場合の補正係数(K <sub>3</sub> )が補正の～以下略。	行削除 (注) ～中略～, L=4,000mmを使用する場合の補正係数(K <sub>2</sub> )が補正の～以下略。	
第2章 市場単価		
表2.5 撤去、表2.6 撤去(耐雪型)、表2.8 部材撤去(レール撤去) (注)～中略～, 防護柵の設置基準・同解説(平成10年11月)対応のもの。	(注)～中略～, 防護柵の設置基準・同解説(平成10年11月)及び改訂版対応のもの。	③-1 防護柵設置工(ガードレール) Ⅵ-2-③-4～5
(6) 植生筋工, 筋芝工, 張芝工 6) 北海道の張芝は栽培土工芝, 形状はロール芝とし, かけ土作業は含まない。	削除	④-1 法面工 Ⅵ-2-④-8
(3) 支柱設置は, 下記の使用とする。 1) ～中略～ほどこされたものとする。ただし, 北海道はカラ松の焼丸太とする。また, 間伐材であっても～以下略。	1) ～中略～ほどこされたものとする。また, 間伐材であっても～以下略。	⑤道路植栽工 Ⅵ-2-⑤-10
(2) 支柱設置は, 下記の使用とする。 1) ～中略～ほどこされたものとする。ただし, 北海道はカラ松の焼丸太とする。また, 間伐材であっても～以下略。	1) ～中略～ほどこされたものとする。また, 間伐材であっても～以下略。	⑤公園植栽工 Ⅵ-2-⑩-3
2-1 市場単価の構成と範囲 (注) 3. ※鋼材の材料費, ～中略～については, 別途計上する。	削除	⑭鉄筋挿入工(ロックボルト工) Ⅵ-2-⑭-1

## (2) 「国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)(令和5年度版)」の改定、正誤

「国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)(令和5年度版)」における第Ⅰ編 総則、第Ⅱ編 共通工、第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価に改定、正誤がある場合は、次表に記載した内容について、適用する。

掲載頁	改定前(訂正前)	改定後(訂正後)	適用日等
Ⅱ-2-③-24	3-15 現場打小口止コンクリート (注) 1. 上表は, 現場打ちによる天端コンクリート設置におけるコンクリート, 型枠～以下略	3-15 現場打小口止コンクリート (注) 1. 上表は, 現場打ちによる小口止コンクリート設置におけるコンクリート, 型枠～以下略	訂正

掲載頁	改定前（訂正前）	改定後（訂正後）	適用日等
Ⅱ-2-③-25	3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート （注）1. 上表は、現場打ちによる天端 コンクリート設置におけるコン クリート、型枠～以下略	3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート （注）1. 上表は、現場打ちによる横帯（隔 壁）コンクリート設置におけるコンク リート、型枠～以下略	訂正
Ⅳ-1-⑤-3	3. 適用にあたっての留意事項 （5）「第Ⅱ編第4章①コンクリート工」  （6）「～及び天端コンクリート工」	3. 適用にあたっての留意事項 （5）「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック 積（張）工の現場打小口止コンクリ ート」 （6）「～及び現場打天端コンクリート工」	訂正

### 3. 指定地標識の設置歩掛について

標識の歩掛

10基当り

種別	規格	数量	単位	単価	金額	備考
標識板	アルミ板 2.0×700× 900R20	10.0	枚	※1		UVラミネート加工/インクジェット出力 Uバンドφ60.5φ 32巾亜鉛メッキ3/8 4組付き 現地着単価及び組立・建込費含む
地図等のレイアウト構成費		10.0	枚	49,090		※様式第5号は、計上しない
支柱	鋼管（亜鉛メッキ）φ60.5φ ×3.2×2000 ×2本	10.0	組	31,410		ネカセキャップ付 現地着単価及び組立・建込費含む
基礎設置		20.0	個			※2
基礎ブロック	300×300× 500	20.0	個	※3		フェンス用ブロック使用

備考：標識等の設置位置は平面図に明示すること。

※1：単価については、土木工事積算単価表を参照

※2：基礎設置については、土木工事標準積算基準書（河川道路編）第IV編第2章付属施設①防護柵設置工①-4立入り防止柵工の基礎ブロック設置歩掛を準用すること。条件区分は、下表太囲み部とする。

※3：単価については、[土木工事積算単価表物価資料等](#)による。

基礎種別	構造物種別	支柱柵高 門柱高さ	基礎砕石
基礎ブロック	金網柵	—	無し
			有り（t=10cm）
	門扉	—	無し
			有り（t=10cm） 有り（t=20cm）
鋼管基礎	—	2m以下	—
		2mを超え2.5m以下	

## 2. 「国土交通省 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）（令和5年度版）」の改定、正誤

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）（令和5年度版）」における第IV編 道路及び第V編 公園に改定、正誤がある場合は、次表に記載した内容について、適用する。

掲載頁	改定前（訂正前）	改定後（訂正後）	適用日等
IV-7-①・15	<a href="#">4-2 製作工労務単価</a> <a href="#">3-2 に準ずる</a> 4-3 溶接材料費及び副資材費 2-8 に準ずる。	(削除) 4-2 溶接材料費及び副資材費 2-8 に準ずる。	訂正

表-2 回航基地

基地港は下表によることとするが、在港船調査の上、最短距離港を基地とすること。

(1)	クラブ船グラブ浚渫船 ( <del>4 m<sup>3</sup></del> ) (6 m <sup>3</sup> 未満)	大阪港、 <del>尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港、家島港、福良港、和歌山下津港、鳥取港、境港</del>
(2)	クラブ船グラブ浚渫船 ( <del>6 m<sup>3</sup>～8 m<sup>3</sup></del> ) (6 m <sup>3</sup> 以上～10 m <sup>3</sup> 未満)	大阪港、 <del>尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港、家島港、和歌山下津港、舞鶴港</del>
(3)	クラブ船グラブ浚渫船 (10 m <sup>3</sup> 以上)	大阪港、 <del>尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港、家島港、津名港、福良港、和歌山下津港</del>
(4)	杭打船 ( <del>ラム重4 t未満</del> )	大阪港、 <del>尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港、津名港、福良港、和歌山下津港、舞鶴港</del>
<del>(5)</del>	杭打船 (ラム重4 t以上)	大阪港、 <del>尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港、福良港、和歌山下津港</del>
<del>(6)</del> (5)	起重機船 (50 t 吊以上200 t 吊未満)	大阪港、 <del>尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港、洲本港、家島港、福良港、和歌山下津港、香住漁港、浜坂漁港、舞鶴港、敦賀港、境港</del>
<del>(7)</del> (6)	起重機船 (200 t 吊以上300 t 吊未満)	大阪港、 <del>尼崎西宮芦屋港、神戸港、家島港、福良港、和歌山下津港、香住漁港、浜坂漁港</del>
<del>(8)</del> (7)	起重機船 (300 t 吊以上)	大阪港、神戸港、津名港、福良港、 <del>和歌山下津港、敦賀港</del>
<del>(9)</del> (8)	コンクリートミキサー船	大阪港、神戸港、深日港、福良港
<del>(10)</del> (9)	クラブ船グラブ浚渫船 (2 m <sup>3</sup> ) 台船 (300 t 積以下) 起重機船 (50 t 吊未満) ガット船	特殊な場合を除き、回航費は計上しない。
<del>(11)</del> (10)	台船 (500 t 積以上) 揚錨船、土運船	主作業船にあわす。

改定適用年月日：令和5年11月1日

10 水道用建設機械損料算定表

機軸コード	機 械 名 称	規 格			(1) 基礎価格 (千円)	(2) 耐用年数 (年)	(3) 運転時間 (時間)	年間標準			(6) 維持修理費率 (%)	(7) 年間管理費率 (%)	運転1日当たり			供用1日当たり			参 考		
		諸 元	機軸出力 (PS)	機械質量 (kg)				(4) 運転日数 (日)	(5) 供用日数 (日)	(8) 機軸率 ×(10 <sup>-5</sup> ) (円)			(9) 損料 ×(10 <sup>-5</sup> ) (円)	(10) 機軸率 ×(10 <sup>-5</sup> ) (円)	(11) 損料 (円)	(12) 運転1日当たり換算値		(13) 損料 (円)			
																機軸率 ×(10 <sup>-5</sup> )	損料				
MSY01001	Ⅱイ°切削切断機	φ75	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720	<p>損料費等の計上が必要な場合は、以下の価格を参考とすること。 なお、以下の部材の価格は基礎価格には含まれていない。 ・ダイヤブレード：52,800円/枚 49,700 ・溝切刃(φ75~200)：45,900円/枚 43,600 ・溝切刃(φ250~450)：52,300円/枚 49,800</p>			
MSY01002	Ⅱイ°切削切断機	φ100	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY01003	Ⅱイ°切削切断機	φ150	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY01004	Ⅱイ°切削切断機	φ200	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY01005	Ⅱイ°切削切断機	φ250	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY01006	Ⅱイ°切削切断機	φ300	-	-	1,190 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY01007	Ⅱイ°切削切断機	φ350	-	-	1,190 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY01008	Ⅱイ°切削切断機	φ400	-	-	1,190 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY01009	Ⅱイ°切削切断機	φ450	-	-	1,190 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY02001	Ⅱイ°切削切断機 (新設管)	φ500	-	-	1,510 1,430	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,940 1,840	762	1,150 1,090	2,429	3,670 2,470		<p>損料費等の計上が必要な場合は、以下の価格を参考とすること。 なお、以下の部材の価格は基礎価格には含まれていない。 ・ダイヤブレード：93,500円/枚 88,000 ・溝切刃(φ500~600)：54,900円/枚 52,200 ・溝切刃(φ700~800)：71,900円/枚 68,600</p>		
MSY02002	Ⅱイ°切削切断機 (新設管)	φ600	-	-	1,510 1,430	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,940 1,840	762	1,150 1,090	2,429	3,670 2,470				
MSY02003	Ⅱイ°切削切断機 (新設管)	φ700	-	-	1,520 1,430	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,950 1,840	762	1,160 1,090	2,429	3,690 2,470				
MSY02004	Ⅱイ°切削切断機 (新設管)	φ800	-	-	1,520 1,440	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,950 1,850	762	1,160 1,100	2,429	3,690 2,500				
MSY02101	Ⅱイ°切削切断機 (既設管)	φ500	-	-	1,510 1,430	4	-	90	150	5%	85%	3,611	5,450 5,160	1,083	1,640 1,550	5,417	8,180 7,760		<p>損料費等の計上が必要な場合は、以下の価格を参考とすること。 なお、以下の部材の価格は基礎価格には含まれていない。 ・ダイヤブレード：93,500円/枚 88,000 ・溝切刃(φ500~600)：54,900円/枚 52,200 ・溝切刃(φ700~800)：71,900円/枚 68,600</p>		
MSY02102	Ⅱイ°切削切断機 (既設管)	φ600	-	-	1,510 1,430	4	-	90	150	5%	85%	3,611	5,450 5,160	1,083	1,640 1,550	5,417	8,180 7,760				
MSY02103	Ⅱイ°切削切断機 (既設管)	φ700	-	-	1,520 1,430	4	-	90	150	5%	85%	3,611	5,490 5,160	1,083	1,650 1,550	5,417	8,230 7,760				
MSY02104	Ⅱイ°切削切断機 (既設管)	φ800	-	-	1,520 1,440	4	-	90	150	5%	85%	3,611	5,490 5,200	1,083	1,650 1,560	5,417	8,230 7,800				
MSY03001	Ⅱイ°切削切断機	φ75	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720	<p>損料費等の計上が必要な場合は、以下の価格を参考とすること。 なお、以下の部材の価格は基礎価格には含まれていない。 ・ダイヤブレード：52,800円/枚 49,700 ・溝切刃(φ75~250)：43,500円/枚 41,400 ・面切刃(φ300~450)：53,700円/枚 51,800 ・面切刃(φ500~600)：57,600円/枚 54,800</p>			
MSY03002	Ⅱイ°切削切断機	φ100	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY03003	Ⅱイ°切削切断機	φ150	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY03004	Ⅱイ°切削切断機	φ200	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY03005	Ⅱイ°切削切断機	φ250	-	-	1,180 1,120	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,440	762	899 853	2,429	2,870 2,720				
MSY03006	Ⅱイ°切削切断機	φ300	-	-	1,180 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,450	762	899 861	2,429	2,870 2,740				
MSY03007	Ⅱイ°切削切断機	φ350	-	-	1,180 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,520 1,450	762	899 861	2,429	2,870 2,740				
MSY03008	Ⅱイ°切削切断機	φ400	-	-	1,190 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY03009	Ⅱイ°切削切断機	φ450	-	-	1,190 1,130	7	-	100	150	5%	45%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				

改定適用年月日：令和5年11月1日

水道用建設機械損料算定表

機軸コード	機 械 名 称	規 格			(1) 基礎価格 (千円)	(2) 耐用年数 (年)	年間標準			(7) 年間管理費率 (%)	運転1日当たり			換算1日当たり換算値			備 考	
		諸 元	機軸出力 (PS)	機械質量 (kg)			(3) 運転時間 (時間)	(4) 運転日数 (日)	(5) 使用日数 (日)		(6) 維持修理費率 (%)	(8) 換料率 ×(10 <sup>-5</sup> ) (円)	(9) 損料 ×(10 <sup>-5</sup> ) (円)	(10) 換料率 ×(10 <sup>-5</sup> ) (円)	(11) 損料 (円)	(12) 換算1日当たり換算値		
																損料率		損料
MSY04001	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ75	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,520 1,450	762	899 861	2,429	2,870 2,740	<p>損料費等の計上が必要な場合は、以下の価格を参考とすること。 なお、以下の部材の価格は基礎価格に含まれていない。 ・パイププレート：52,800円/枚 49,700 ・溝切刃：33,000円/枚 31,000</p>			
MSY04002	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ100	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,520 1,450	762	899 861	2,429	2,870 2,740				
MSY04003	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ150	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,520 1,450	762	899 861	2,429	2,870 2,740				
MSY04004	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ200	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY04005	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ250	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY04006	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ300	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,530 1,450	762	907 861	2,429	2,890 2,740				
MSY04007	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ350	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,530 1,470	762	907 869	2,429	2,890 2,770				
MSY04008	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ400	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,540 1,470	762	914 869	2,429	2,910 2,770				
MSY04009	パイプ切断切断機 91c 76c仕様	φ450	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,540 1,470	762	914 869	2,429	2,910 2,770				
MSY04010	パイプ切断切断機 (新設管)	φ500	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,940 1,840	762	1,150 1,090	2,429	3,670 3,470				
MSY04011	パイプ切断切断機 (新設管)	φ600	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,940 1,840	762	1,150 1,090	2,429	3,670 3,470				
MSY04012	パイプ切断切断機 (新設管)	φ700	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,950 1,840	762	1,160 1,090	2,429	3,690 3,470				
MSY04013	パイプ切断切断機 (新設管)	φ800	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,950 1,850	762	1,160 1,100	2,429	3,690 3,500				
MSY04014	パイプ切断切断機 (新設管)	φ900	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,950 1,860	762	1,160 1,100	2,429	3,690 3,520				
MSY04015	パイプ切断切断機 (新設管)	φ1,000	-	-	7	100	150	5%	1,286	1,970 1,860	762	1,170 1,100	2,429	3,720 3,520				
MSY04110	パイプ切断切断機 (既設管)	φ500	-	-	4	90	150	5%	3,611	5,450 5,160	1,083	1,640 1,550	5,417	8,180 7,750				
MSY04111	パイプ切断切断機 (既設管)	φ600	-	-	4	90	150	5%	3,611	5,450 5,160	1,083	1,640 1,550	5,417	8,180 7,750				
MSY04112	パイプ切断切断機 (既設管)	φ700	-	-	4	90	150	5%	3,611	5,490 5,160	1,083	1,650 1,550	5,417	8,230 7,750				
MSY04113	パイプ切断切断機 (既設管)	φ800	-	-	4	90	150	5%	3,611	5,490 5,200	1,083	1,650 1,560	5,417	8,230 7,800				
MSY04114	パイプ切断切断機 (既設管)	φ900	-	-	4	90	150	5%	3,611	5,490 5,240	1,083	1,650 1,570	5,417	8,230 7,850				
MSY04115	パイプ切断切断機 (既設管)	φ1,000	-	-	4	90	150	5%	3,611	5,520 5,240	1,083	1,660 1,570	5,417	8,290 7,850				
MSY05001	パイププレート (新設管)	φ75~φ500	-	-	7	100	150	5%	1,286	291	762	172	2,429	549				
MSY05002	パイププレート (新設管)	φ75~φ500	-	-	7	100	150	5%	1,286	388	762	230	2,429	734				
MSY05101	パイププレート (既設管)	φ75~φ500	-	-	4	90	150	5%	3,611	816	1,083	245	5,417	1,220				
MSY05102	パイププレート (既設管)	φ75~φ500	-	-	4	90	150	5%	3,611	1,090	1,083	327	5,417	1,640				
MSY06001	NS用専用工具 91c 76c	φ75	-	-	7	100	150	5%	1,286	521 472	762	309 280	2,429	984 881	<p>損料費等の計上が必要な場合は、以下の価格を参考とすること。 なお、以下の部材の価格は基礎価格に含まれていない。 ・溝切刃：37,600円/枚 34,200 13,500</p>			

